

# 外来データ提出加算

## 生活習慣病管理料 充実管理加算1・2・3の3区分に再編 地域包括診療加算に新設

文責：長崎県保険医協会（電話095-825-3829）

中医協は2/13の総会で改定案を了承し、厚労大臣に答申しました。今後は3月上旬に留意事項及び施設基準通知などが発出され、全貌が明らかになります。協会ホームページ（トップ）の特設サイト（右記のQRコード又は<https://x.gd/nrlsg>）には、医科・歯科点数表・個別改定項目・療養担当規則をアップしていますのでご利用ください。



### 変わる“外来データ提出加算”

- ①地域包括診療加算及び地域包括診療料に新設  
外来データ提出加算：月1回10点
- ②機能強化加算  
「外来データ提出加算の届出を行っていることが望ましい」とする規定へ
- ③生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）  
生活習慣病管理に係る実績を評価するとされ、評価及び評価体系を見直し。外来データ提出加算から、充実管理加算1・2・3の3区分（10～30点）に再編。但し、外来データ提出加算算定医療機関については、2027年3月31日まで充実管理加算1（30点）を算定可。
- ④在宅データ提出加算  
在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料（施医総管）、在宅がん医療総合診療料に  
加算できる取扱いから、施医総管が除かれた。  
編注）2/13に示された医科点数表（案）で施医総管の注7「在宅データ提出加算」が削除されている。
- ⑤リハビリデータ提出加算  
変更なし

### 外来データ提出加算の算定には届出が必要 直近の届出期限は2月20日 まだ間に合います！

本加算は届出・算定は複雑です。手順は次のとおりです。

- ①データ提出の届出「様式7の10」
- ②試行データの作成
- ③外来医療等調査事務局による試行データの判定結果
- ④地方厚生局に施設基準の届出「様式7の11」

今次改定では簡素化が行われる予定ですが、届出即算定開始ではないため、早期の対応が必要です。最初に行うことは「様式7の10」の九州厚生局への提出です。これは簡単な様式です。それ以降に行う試行データの作成は協会にご連絡いただけましたら、説明・サポートいたします。

### 外来データ提出加算の届出解説動画

協会ホームページ（トップ）で公開中です。また、テキスト『外来データ提出加算算定の手引—開始届出から本データ提出まで』も用意しておりますのでお気軽にお申し込みください。



協会ホームページはこちら  
（外来データ提出加算特設サイト）